監査公表第６号
令和元年６月17日

呉市監査委員　　奥　野　　彰
同　　迫　　正　博

平成30年度出資団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第７項の規定による出資団体監査を次のとおり執行しましたので，監査の結果に関する報告を同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

なお，前監査委員 林田浩秋及び監査委員 岩原昇は，監査の対象期間とした一部の期間において呉市土地開発公社の理事の職にあったので，地方自治法第199条の２の規定により除斥した。

１　監査の対象団体及び範囲

（１）対象団体（所管課）

呉市土地開発公社（管財課）

（２）範囲

平成30年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。）

２　監査の方法

監査は，当該団体から提出を求めた監査資料に基づき，関係諸帳簿類等を抽出により検査したほか，関係者から説明を聴くなどの方法により，出納その他の事務の執行が法令，定款及び各種規程等に適合し，適正に行われているか，また，出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として実施した。

# 出 資 団 体 監 査 の 結 果

1　監査の対象団体及び範囲

（1）対象団体

呉市土地開発公社

（2）範　囲

平成30年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。）

2　監査の期間

平成31年１月９日

3　業務の概要

呉市土地開発公社は，公共用地・公用地等の取得，管理及び処分等を行い，もって地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として，公有地の拡大の推進に関する法律の施行に伴い，財団法人呉市開発公社を組織変更し，昭和49年４月１日に設立されたものであり，基本財産500万円は，呉市が全額出資している。

4　監査の結果

平成30年度の事業運営は出資目的に沿って行われており，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

監査公表第７号
令和元年６月17日

呉市監査委員　奥野　彰
同　迫　正博
同　岩原　昇

平成30年度出資団体監査の結果報告について

地方自治法第199条第７項の規定による出資団体監査を次のとおり執行しましたので，監査の結果に関する報告を同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

１　監査の対象団体及び範囲
（１）対象団体（所管課）
一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター（商工振興課）
（２）範囲
平成30年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。）

２　監査の方法
監査は，当該団体から提出を求めた監査資料に基づき，関係諸帳簿類等を抽出により検査したほか，関係者から説明を聴くなどの方法により，出納その他の事務の執行が法令，定款及び各種規程等に適合し，適正に行われているか，また，出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として実施した。

# 出 資 団 体 監 査 の 結 果

1　監査の対象団体及び範囲

（1）対象団体

一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンター

（2）範　囲

平成30年度の出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。）

2　監査の期間

平成31年１月９日

3　業務の概要

一般財団法人くれ勤労者福祉サービスセンターは，中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより，中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに，中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的として，平成９年10月１日に設立されたが，平成24年３月１日に財団法人くれ産業振興センターから分離独立する形で設立された。

運営については，呉市からの出資による基本財産2,000万円の運用利息収入，会費等収入，事業収入及び呉市補助金収入等をもって行われている。

主な業務内容は，中小企業勤労者の福祉事業，中小企業勤労者の福祉に関する情報提供事業，中小企業勤労者の福祉に関する研究会及び講演会等の事業，中小企業勤労者の福祉に関する調査研究事業等である。

4　監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

島根県浜田市への旅行命令回議書において，バス運賃の往復割引を適用せず，旅費を計算し支給していた。

ついては，旅費規程第４条の規定に基づき，適正な事務処理をされたい。

監査公表第８号
令和元年６月17日

呉市監査委員　奥野　彰
同　迫　正博
同　岩原　昇

平成30年度公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第７項の規定による公の施設の指定管理者監査を次のとおり執行しましたので，監査の結果に関する報告を同条第９項の規定により別紙のとおり公表します。

１　監査の対象団体，施設，所管課及び範囲

| | | |
|---|---|---|
| 対象団体 | 社会福祉法人<br>呉市社会福祉協議会 | 公益財団法人<br>呉市文化振興財団 |
| 施　　設 | 宮原児童館，二川児童館，<br>大坪谷児童館，豊児童館 | 美術館 |
| 所 管 課 | 子育て支援課 | 文化振興課 |
| 範　　囲 | 平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務<br>（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。） | |

２　監査の方法

監査は，当該団体から提出を求めた関係諸帳簿類等を抽出により検査したほか，関係者から説明を聴くなどの方法により，指定管理に係る事務の執行が基本協定書及び事業計画書等に適合し，適正に行われているかを主眼として実施した。

# 公の施設の指定管理者監査の結果

## 1　監査の対象団体，施設及び範囲

（１）対象団体

社会福祉法人呉市社会福祉協議会

（２）施設（所管課）

宮原児童館，二川児童館，大坪谷児童館及び豊児童館（子育て支援課）

（３）範　囲

平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。）

## 2　監査の期間

平成31年１月10日

## 3　業務の概要

児童館は，児童に健全な遊びを与えて，その健康を増進するとともに情操を豊かにすることを目的とした事業を行う施設として設置されている。

社会福祉法人呉市社会福祉協議会は，地方自治法第244条の２第３項に規定する公の施設の指定管理者として，当該施設の管理運営等の業務を行っている。

なお，現在の指定期間は，平成27年４月１日から令和２年３月31日までとなっている。

## 4　監査の結果

平成30年度の事業運営は，基本協定書及び事業計画書等に沿って行われており，事務の処理状況はおおむね適正と認めた。

# 公の施設の指定管理者監査の結果

## 1　監査の対象団体，施設及び範囲

（１）対象団体

公益財団法人呉市文化振興財団

（２）施設（所管課）

美術館（文化振興課）

（３）範　囲

平成30年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務（ただし，必要と認めた平成29年度の事務を含む。）

## 2　監査の期間

平成31年１月10日

## 3　業務の概要

美術館は，美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り，文化の発展に資するための施設として設置されている。

公益財団法人呉市文化振興財団は，地方自治法第244条の２第３項に規定する公の施設の指定管理者として，当該施設の管理運営等の業務を行っている。

なお，現在の指定期間は，平成27年４月１日から令和２年３月31日までとなっている。

## 4　監査の結果

改善又は検討を要望する事項は次のとおりである。

美術館の管理及び運営に関する基本協定書第25条の規定により，市が無償で貸与している管理備品一覧表と施設で使用している備品を照合したところ，現物が確認できないもの及び当該一覧表に記載のないものがあった。

実情を確認すると，協定締結前に廃棄していたもの及び当該一覧表への記載が漏れていたものであることが判明した。

ついては，所管課と協議し，管理備品の確認を行い，指定管理業務における備品の重要性を十分認識した上で適正な備品管理をされたい。